

第 2 2 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 25 年 9 月 11 日 (水) 本社会議室	
委員	田中俊充 (弁護士) 矢橋農吾 (大学名誉教授) 西谷隆巨 (大学名誉教授) 垣花直樹 (水資源機構監事)	
審議対象	1 . 平成 25 年度契約における 1 者応札の状況について 2 . 平成 25 年度第 1 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について 3 . 平成 25 年度第 1 四半期における随意契約に関する点検について	
1 . 平成 25 年度契約における 1 者応札の状況について	委 員	機構事務局
	(特に意見等なし)	-
2 . 平成 25 年度第 1 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> ・ファックス送信の取り組みに代わる、より効率的な手法を検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンの取り組みを進めていますが、登録者が増えてはいるもののまだまだ少なく、ファックス送信をとりやめてよいかは判断が難しいところです。 調査案件とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・例えばエレベーターについて、設置とメンテナンスをセットで発注してはどうか。メンテナンス料と本体の価格の比が、各者いろいろあると思うが、それを点検してみてもどうか。 ・何か発想の転換が必要なところに近づいていると思うので、少し厳しいかもしれないが具体的な調査をしてみてもいいか悪いかを考えることをしないといけないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械においても、最近は設備の設置とメンテナンスをセットで発注するものが増えてきていますので今後その方向で行きたいと思えます。 ・工事費の直接工事費に対する一般管理費や現場管理費の率は、あらかじめ積算上、決まっているものであり、前回の工事で安かったからといって下げる根拠がありません。もっと全国的にさまざまなサンプルをとらなければなかなか把握できないと思います。なかなか難しい調査になると思います。

第22回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<p>・1者応札の比率は年々下がって、そろそろ限界ではないか。いつまで続けていくのか。</p>	<p>・数値に限界を感じてはいませんが、取り組みを続けていく必要があると思います。ただ、これによって余計な業務が増え、本末転倒とならないよう、考えながら対応していきたいと思います。</p>
	<p>・すでに機構の中になんかのデータがあると思うので、それを利用して分析を行い、例えば製造とメンテナンスを一緒に契約するとか、複数年のメンテナンスをまとめて製造時に応札させるといった工夫をしていくべきではないか。</p>	<p>・最近、電気の工事においては、新設の場合、メンテナンス付きの発注をしています。過去に作ったものについては、メンテナンスを複数年契約するくらいしかやりようがないところです。今後のものについてはメンテナンス付きの発注をすすめていきたいと思います。</p>
	<p>・除草作業について、1者応札の理由として技術者がいなかったというものがあるが、素人は、除草作業にどうして技術者が必要なのかと思う。ルールがあつてのことだと思うが、業者側が参加を断る理由となってしまうものが機構の基準の中に入っているとしたら、見直せるものは見直していくことを考えてはどうかと思う。</p>	<p>-</p>
	<p>・特殊な機械点検でこれ以上取り組みが困難と考えられる案件の中に不落随意契約となっているものがあり、製造業者が契約している。機構の積算の方法が変わったといったことがあるのか。</p>	<p>・応札価格は、予定価格に対して0.数%高かったものです。機構の積算方法が変わったということはありません。</p>

第 2 2 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 者応札の改善の方法を根本的に見直す時期に来ているのではないかという意見を参考に 1 者応札対策を図られたい。 	-
3 .平成 25 年度第 1 四半期における随意契約に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の都合で辞退があって緊急随意契約が生じたという案件があるが、辞退については違約金等はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・違約金条項があり、契約額の全額ではないが違約金を払ってもらっています。また、指名停止もかけています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・先の 1 者応札の案件に湖面の巡視業務があるが、こうしたものは地元がやる仕事ではないかと思う。人件費が主でもあり随意契約でもよいと思うのだが、一般競争入札としている理由は。 ・随意契約の案件にあるガソリンの購入については、例えば山奥の事務所で、近くにガソリンスタンドがあれば、そこに発注するといったことはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や機構では会計法や会計規程により一般競争で行うこととなっています。次に限定的な指名競争があります。随意契約、特命随意契約については、かなり限定的な運用としており、そうした随意契約はしていません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急で随意契約を結ぶ場合の緊急の定義だが、事故や災害で今すぐやらなければならないのは分かるが、前年度から同種業務をやっている者がいて、その者に入札をさせたなら不落や不調となってしまうという状況下、実績があるということで、その者と随意契約を結ぶというのは、何となく、緊急という感じもしないのだが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これについては、この数年、現場に出向いて説明しています。説明責任を求められるものであり、本当に限定されたものにしか使わないように通知しています。

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048 - 600 - 6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長

相良 秀樹 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長

益山 高幸 (内線 4631)